

## 伊丹市ネーミングライツ事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市の所有する施設又は実施する事業等（以下、「対象施設等」という。）に愛称を命名する権利を民間事業者等に付与することでPPP（公民連携）を推進し、市民サービスと対象施設等の魅力の向上を図るとともに、市の新たな財源を確保することを目的に、ネーミングライツ事業実施に係る必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。

- (1) ネーミングライツ 市との契約に基づき、対象施設等に条例等で定める名称に代えて使用する愛称を付与する権利のことをいう。
- (2) ネーミングライツ・パートナー 前号の権利を取得した民間事業者等をいう。（以下、「パートナー」という。）

### (事業の内容)

第3条 ネーミングライツ事業は、市とパートナーとの契約により、対象施設等にネーミングライツを設定し、その対価を得る事業をいう。

2 前項の対価については、新たな財源として当該対象施設等の運営経費等に資するとともに、その一定程度を活用して、市民サービスの向上、地域活性化等に資する新規事業や既存事業の拡充を図るものとする。

### (基本的な考え方)

第4条 ネーミングライツ事業は、対象施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 ネーミングライツによる愛称決定後、市は愛称を積極的に使用するが、条例に規定する施設等の名称については変更しないものとし、議案提出等必要に応じて、愛称ではなく条例に規定する施設等の名称を使用するものとする。

### (対象施設等)

第5条 ネーミングライツを設定することができる対象施設等は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) スポーツ施設、文化施設、集会施設、公園など、市の公共的な施設及びそれらの一部を対象とする。ただし、市役所庁舎・支所・分室などの公用施設、学校、寄贈品の多い資料館等はネーミングライツの対象施設にふさわしくないものとする。

- (2) 市が主催して実施する事業を対象とし、協賛企業等の多い事業や実行委員会が実施主体となる事業は事前に十分な調整を図ることとする。
- 2 前項に加え、対象施設等の性格、運営形態、利用者の多さ、マスメディアに取り上げられる頻度などを考慮し、名称に対して愛称を付すことに支障のないものとする。

(実施の手続き)

第6条 ネーミングライツ事業実施までの手続きについては、別途定める伊丹市ネーミングライツ審査委員会（以下「審査会」という。）を組織し、次の各号に掲げる順で実施する。

- (1) 対象施設等の選定及び予定価格の決定
  - (2) 審査会による募集要項の策定
  - (3) パートナーの募集
  - (4) 審査会による民間事業者等からの提案内容の審査
  - (5) 審査会による優先交渉権者の選定
  - (6) 審査会による契約内容の審査
  - (7) パートナーの決定及び契約締結
  - (8) 愛称の使用開始
- 2 前項の手続きを実施する場合においては、市ホームページ、広報紙又は記者発表等により広く公表するとともに、応募者との協議は手続きの必要に応じて適切に行うこととする。

(導入の手続きにおける市議会への報告)

第7条 導入の手続を進めるにあたっては、募集時や契約締結時など手続きの進捗や必要に応じて市議会への報告を行うこととする。

(愛称の範囲及び費用負担の区分)

第8条 ネーミングライツ事業にかかる愛称の範囲及び費用負担の区分は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 対象施設等に付す愛称は、パートナーの企業名や商品ブランド名等を冠したもので、対象施設等の設置及び実施目的にふさわしく、市民に親しみをもつてもらえるものとし、伊丹市広告掲載要綱（平成27年12月制定）第5条に掲げる事項に該当するものは使用できない。
- (2) ネーミングライツの導入に伴う費用負担の区分は、次のとおりとする。
  - ア ネーミングライツ事業に伴う対象施設等に冠した看板等の新設・変更に伴う費用及び契約期間終了又は契約解除に伴う原状回復費用については、パートナーの負担とする。
  - イ パートナーとの契約締結後又は契約期間終了後に市が作成する印刷物や市ホームページ等における対象施設等の名称表示の変更については、市の

負担とする。

(応募できない者)

第9条 政治団体・宗教団体、公職にあるものが役員を務める団体及び伊丹市広告掲載基準（平成27年12月制定）第5条に定める規制業種又は事業者については、パートナーとなることができないものとする。

(募集方法)

第10条 募集に際しては、対象施設等ごとに募集要項を定めるものとし、内容として次の各号に掲げる事項が含まれているものとする。

なお、応募内容は伊丹市広告掲載要綱及び伊丹市広告掲載基準を遵守するものとする。

- (1) ネーミングライツを設定する対象施設等の名称及び所在地
- (2) 募集期間
- (3) 応募時の提出書類等申込方法
- (4) 予定価格及び契約期間
- (5) 応募者及び施設名称の条件
- (6) 命名及び名称表示に係る費用負担
- (7) 選定方法及び選定基準
- (8) ネーミングライツ使用開始時期
- (9) その他

2 市は、審査等の必要に応じ、応募者に登記事項証明書や決算書類等の提出を求めることができるものとする。

(予定価格の決定等)

第11条 パートナーを募集するにあたり対価等の目安となる額については、対象施設等の利用状況やマスメディア等への露出状況などを勘案し、類似する施設や他市の例などを参考として、対象施設等の選定の都度決定するものとする。

(契約の更新)

第12条 パートナーは、契約期間満了時において同一の契約条件で更新する場合、優先的に市と交渉することができるものとする。

(パートナーメリット)

第13条 ネーミングライツに加え、パートナーメリットを付与する場合は、対象施設等ごとに、施設の設置目的や施設の関連法令等の規定等を踏まえ、パートナーと協議のうえ、適切に選定・運用するものとする。

なお、パートナーメリットの例としては、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 標識類や施設看板等の架け替え
- (2) 施設パンフレット等の記載変更
- (3) 広報媒体やホームページ等による広報

- (4) 関係機関への愛称使用の周知、働きかけ
- (5) その他施設の設置目的や関連法令等の範囲内で定めるもの  
(ネーミングライツ導入後の市民への周知)

第14条 市は、市民の理解を得てネーミングライツ事業を実施していくために、事業の目的やネーミングライツによるパートナーの地域貢献等による市民メリット等の周知に努めるものとする。

(契約の解除)

第15条 パートナーの瑕疵により、当該対象施設等の愛称の維持が困難となった場合には、契約を解除することができるものとする。

(秘密の保持)

第16条 契約に至らなかった応募については、ネーミングライツ事業に関する目的以外に使用しないものとする。

#### 付 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。